

ハラスメントの防止に関する規程

制定 2008年 4月1日

改正 2023年 4月1日

(目的)

第1条 この規程は、本学園におけるハラスメントを防止するために定める。

(定義)

第2条 この規程において、「ハラスメント」とは次の各号に定めるところによる相手の人格や個人の尊厳を傷つける人格侵害をいう。

(1) セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反する言動によって、相手や他の人を不快にさせる性的言動を指す。

ア 地位利用型（対価型）セクシュアル・ハラスメント

相手に教育、研究、指導、助言、採用、就労などの関係で、利益や不利益を与えることのできる立場にある者、特に教員や上司が、その立場を利用して相手に性的対応を求めること。

イ 環境型セクシュアル・ハラスメント

性的言動によって、教育、研究、就労の環境を害すること。性的言動の対象者以外の者が不快と感じた場合、あるいは性的言動が特定の相手に向けられたものでない場合も含む。

(2) アカデミック・ハラスメント

教員等の権威的又は優越的地位にある者が、意識的であるか無意識的であるかを問わず、その優位な立場や権限を利用又は逸脱して、その指導等を受ける者の教育・研究意欲及び教育環境を著しく阻害する結果となる、教育・研究上不適切な言動、指導又は待遇を指す。

(3) パワー・ハラスメント

職務関係などにおける権力や上位の立場、優位な地位等を背景に、意識的であるか無意識的であるかを問わず、その部下や同僚の職務上の権利を侵害したり、人格的尊厳を傷つけたりする不適切で不当な言動、指導又は待遇を指す。

(4) マタニティ・ハラスメント

妊娠・出産、育児休業等を理由とする解雇、雇止めなど不利益な取扱い及び上司・同僚等による職場環境を害する行為を指す。

(5) その他のハラスメント

(1)～(4)以外で、相手の人格や個人の尊厳を傷つける不適切で不当な言動、指導又は待遇を指す。

(適用範囲)

第3条 この規程は、本学園を就学の場とするすべての学生・生徒・園児、及び

本学園を職場とするすべての教職員（派遣労働者含む）などに適用する。

2 ハラスメント行為者が、本学園の学生・生徒・園児又は本学園の教職員等であるときは、行為の行われた場所、時間、対象者の如何に関わらず本学園が適切な措置をとる。また、本学園関係者以外の者が行為者である場合についても、その者が所属する組織・団体などに対し、必要な措置をとることを求めるなどをして解決に努める。

（ハラスメント防止に関する委員会）

第4条 本学園におけるハラスメント防止に関する委員会（以下「ハラスメント防止委員会」という）は、人権問題委員会委員が兼務する。

2 ハラスメント防止委員会は次の事項について審議する。

- (1) ハラスメントについての相談に関すること。
- (2) ハラスメントに対する事実関係の調査に関すること。
- (3) ハラスメントの被害者救済・援助に関すること。
- (4) ハラスメント防止のための啓発に関すること。
- (5) その他ハラスメントに関すること。

3 委員長は前項の議事内容について、理事長及び所属長に報告し、理事長は必要な措置を講じる。

4 委員長は、ハラスメント等に関する相談の報告を受けた場合、必要に応じ、ハラスメントに関する当事者及び関係者からの事情聴取、事実関係を調査するために、委員長及び委員長の指名する者で構成する調査委員会（原則として4名）を設置する。

5 ハラスメント防止委員会の事務は、総務部人事グループにおいて行う。

（ハラスメント相談窓口）

第5条 ハラスメント防止委員会は、ハラスメントに関する相談に対応するために、ハラスメント相談窓口を設置し、それを統括する。

2 相談窓口は、学生・生徒・園児及び教職員等からハラスメントに該当する可能性のある事例についての相談に対応し、その内容をハラスメント防止委員会に報告する。

3 相談窓口は、相談員を置くことによってこれにあたる。

4 相談員は次の者とする。

(1) 教職員対象：

（茨木学舎）：総務部長、人事グループマネージャー、学長が指名する者

（豊中学舎）：副校長、教頭、園長、校長・園長が指名する者

(2) 学生・生徒・園児対象：

（茨木学舎）：学長が指名する者、学生相談室(カウンセラー)

（豊中学舎）：校長・園長が指名する者、カウンセリングルーム(カウンセラー)

（プライバシーへの配慮）

第6条 ハラスメントに関する相談及び苦情への対応に当たっては、当事者及び関係者のプライバシーに配慮し、個人の秘密を厳守しなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第7条 ハラスメントに対する苦情の申し出、当該苦情に関する調査への協力その他ハラスメントに関して正当な対応をした学生・生徒・園児又は教職員等に対し、そのことを理由に不利益な取扱いをしてはならない。

(懲戒)

第8条 ハラスメントに該当する事実が認められた場合、教職員については、就業規則および諸規則等、学生・生徒・園児については、各学則等の定めに基づき、原則として懲戒処分を行う。

(再発防止の義務)

第9条 理事長は、ハラスメントの事案が生じた時は、ハラスメント防止の周知の再徹底及び研修の実施並びに事案発生の原因究明及び再発防止策の立案・実施等、適切な措置を講じなければならない。

附 則

- 1 この規程は、2023年4月1日から施行する。
- 2 この規程の改廃は、理事会において行う。